

ごみ焼却処理施設 維持管理記録（令和3年度）

1 焼却施設の状況

	測定項目	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	ごみ焼却量(t) 種類: 可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	1,764.08	—	754.98	2,547.01	2,554.10	2,407.99	1,821.95	1,238.75	185.44	—	—	966.83	14,241.13
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	1089	—	956	1046	1064	1059	1044	1066	1073	—	—	1067	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	150	—	152	155	161	154	159	160	157	—	—	89	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	7.0	—	9.0	9.4	10.3	9.3	8.5	7.2	7.1	—	—	7.8	—
2号炉	ごみ焼却量(t) 種類: 可燃ごみ、し渣、脱水汚泥	—	1493.72	1731.85	2401.80	653.73	—	1081.95	1141.10	1127.90	2454.28	1965.53	2227.86	1842.18	18121.90
	炉出口ガス温度(℃)	800℃以上	1046	1061	1065	1017	—	1001	1010	1036	1084	1076	1083	1087	—
	集じん器入口燃焼ガス温度(℃)	200℃以下	149	154	151	149	—	153	159	159	159	161	163	151	—
	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	30ppm以下	7.6	9.2	7.9	7.9	—	7.9	8.4	7.4	8.1	8.4	8.3	9.8	—

※炉出口ガス温度、集じん器入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度は、運転月報の24時間/日の運転データの平均値です。

2 冷却設備及び排ガス処理装置に堆積したばいじんの除去を行った年月日

	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時は自動で除去されます。											
	排ガス処理設備												
2号炉	冷却設備												
	排ガス処理設備												

※排ガス処理設備については、休炉点検時に堆積したばいじんを除去。

3 排ガス中のダイオキシン類の濃度

測定項目	基準値	1号炉	2号炉
排ガスの採取年月日		令和3年11月26日	令和4年2月1日
測定結果の得られた年月日		令和3年12月17日	令和4年2月16日
排ガス中のダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.0040	0.0052

※ダイオキシン類濃度は1回/年、分析機関による検査を実施しています。

4 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度

	測定項目	基準値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1号炉	排ガスの採取年月日		令和3年4月20日	令和3年7月1日	令和3年8月6日	令和3年9月8日	令和3年10月8日	令和3年11月26日
	測定結果の得られた年月日		令和3年4月30日	令和3年7月13日	令和3年8月18日	令和3年9月22日	令和3年10月21日	令和3年12月10日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0008未満	0.0007未満	0.0007未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.7未満	0.7未満	0.8未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	30	38	38	45	38	33
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	2	6	6	8	3	1
2号炉	排ガスの採取年月日		令和3年4月20日	令和3年5月21日	令和3年9月30日	令和3年12月9日	令和4年2月1日	令和4年3月4日
	測定結果の得られた年月日		令和3年4月30日	令和3年6月3日	令和3年10月12日	令和3年12月22日	令和4年2月15日	令和4年3月18日
	ばいじん濃度(g/m ³ N)	0.02以下	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満	0.0007未満
	硫酸酸化物排出量(ppm)	30以下	0.7未満	0.7未満	1	0.7未満	0.7未満	0.7未満
	窒素酸化物濃度(ppm)	100以下	33	38	30	35	33	34
	塩化水素濃度(mg/m ³ N)	50以下	1	3	4	1	0.7	0.7

※ばい煙濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は6回/年(1回/2ヶ月)、分析機関による検査を実施しています。

※ばいじん濃度・窒素酸化物濃度・塩化水素濃度の基準値と測定結果は、酸素12%換算値です。